

平成二十八年国家公安委員会規則第九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八号第三項の規定に基づき、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定航空用機器）

第二条 法第二号第四項の国家公安委員会規則で定める機器は、次に掲げるとおりとする。

- 一 操縦装置を有する気球
- 二 ハンググライダー（原動機を有するものを含む。）
- 三 パラグライダー（原動機を有するものを含む。）
- 四 回転翼の回転により生ずる力により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、かつ、操縦装置を有する機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機に該当するものを除く。）
- 五 下方へ噴出する気体の圧力の反作用により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、かつ、操縦装置を有する機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機に該当するものを除く。）

（施設管理者等の通報の方法）

第三条 法第十号第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行う者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、

当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象施設周辺地域が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会（当該対象施設周辺地域が法第二号第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には、東京都公安委員会及び皇宮警察本部長。以下「公安委員会等」という。）に提出して行うものとする。

- 一 小型無人機等の飛行を行う日時
- 二 小型無人機等の飛行を行う目的
- 三 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- 四 操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- 五 操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- 六 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）
- 七 小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。）

前項の規定は、操縦者のうち施設管理者等以外の者が行う法第十号第三項本文の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは「通報は、施設管理者等の同意を得た上で」と、「事項」とあるのは「事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号」と、「通報書」とあるのは「通報書及び小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の同意を証明する書面の写し」と読み替えるものとする。

（公務操縦者の通報の方法）

第四条 法第十号第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行う者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、所轄警察署長を経由して、公安委員会等に提出して行うものとする。

- 一 前条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書
- イ 公務操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ロ 公務操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号
- ハ 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の名称、事務所の所在地、担当者の氏名及び電話番号（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ニ 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

（小型無人機等の飛行に係る機器の写真的添付）

第五条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器の写真添付しなければならない。ただし、当該小型無人機等に航空法第三十二条の五第一項の規定により登録記号が表示されているときは、この限りでない。

（緊急時の特例）

第六条 法第十号第三項本文の規定による通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄警察署長に対して口頭で行うこととする。

- 一 操縦者のうち施設管理者等 第三号第一項各号に掲げる事項
- 二 操縦者のうち施設管理者等以外の者 第三号第二項において準用する同条第一項各号に掲げる事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号
- 三 公務操縦者 第四号第一号に規定する事項

附則

この規則は、法の施行の日から施行する。
附則（平成二十八年五月二〇日国家公安委員会規則第一二二号）

この規則は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。
附則（令和元年五月三十一日国家公安委員会規則第二二二号）
この規則は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。

この規則は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三三三号）
（施行期日）
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）
2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車等の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーリーカー行為等の

し書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。
附則（令和元年五月三十一日国家公安委員会規則第二二二号）
この規則は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。
附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三三三号）
（施行期日）
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）
2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車等の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーリーカー行為等の

規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する法律の規定に基づく意見の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の系統等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和二年七月三日国家公安委員会規則第九号)
この規則は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年七月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二十八日国家公安委員会規則第一三三号)

第一條 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二條 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年五月二〇日国家公安委員会規則第一四号)

第一條 この規則は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十一号)の施行の日(令和四年六月二十日)から施行する。
(経過措置)

第二條 この規則の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から航空法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十五号)第二条の規定の施行の日の前日までの間は、この規則による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)第二条第一項第七号中「第三百三十二条の四第三項」とあるのは、「第三百三十一条の六第三項」と、新規則第五条ただし書中「第三百三十一条の五第一項」とあるのは、「第三百三十一条の七第一項」とする。この場合において、新規則別記様式第一号及び別記様式第二号中「第132条の5第1項」とあるのは、「第131条の7第1項」とする。

2 施行日以後に行われる小型無人機等の飛行について施行日前にこの規則による改正前の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則(次項において「旧規則」という。)第三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四条の規定により行われた書類の提出は、当該小型無人機等の飛行についてそれぞれ新規則第三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四条の規定により行われた書類の提出とみなす。

3 施行日以後に行われる小型無人機等の飛行について施行日前に旧規則第五条本文の規定により行われた機器の提示及び同条ただし書の規定により行われた写真の提出は、当該小型無人機等の飛行について新規則第五条本文の規定により行われた写真の添付とみなす。

別記様式第一号(第3条関係)

別記様式第一号(第3条関係)
小型無人機等の飛行に関する届出書
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六十一条第三項本文の規定により提出します。

年 月 日
公安委員会 様
機主
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行の届出区域	
機主	氏名 生年月日 住所 電話番号
機主の所在地	所在地 電話番号
同乗者(機主以外の者)又は機主の所有するしくは占有する者	氏名 住所 電話番号

機種の種類	
機種の用途	
製造者	名 称
製造番号	登録番号
価 値	大 小
備 考	
その他の特 徴	
備 考	

- 備考1 法第2条第1項第1号に掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛先は国警察本部を通知すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 機種名欄には、法第18条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行う者を記載すること。
- 4 機種の機体名欄には、機体番号(当該者の動機先の名義として小型無人機等の飛行を行うとする場合にのみ記載すること)。
- 5 国又は地方自治体の管理者又は当該国の所有者又は占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 国又は地方自治体の管理者又は当該国の所有者又は占有者が機長の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 機種の機体名欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機種のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番、品番その他のいかなる名称でもかまわず、小型無人機等の飛行に係る機種を識別するための十分な文字、数字又は符号を記載すること。
- 9 機体記号欄には、航空法第112条の第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている機体記号を記載すること。
- 10 不明の場合は、斜線で示すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二号(第4条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法第18条第3項本文の規定により通知します。

年 月 日
公安委員会 殿
公務機種者
氏名

小型無人機等の飛行を行う目的	期 日	時 分	時 分	分
小型無人機等の飛行を行う目的				
小型無人機等の飛行に係る区域				
公務機種者	姓 名	年 月 日	住 所	電話番号
公務機種者の勤務先	名 称	所 在 地	電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体	本 所	所 在 地	電話番号	
機種の種類				

機種の種類	
機種の用途	
製造者	名 称
製造番号	登録番号
価 値	大 小
備 考	
その他の特 徴	
備 考	

- 備考1 法第2条第1項第1号に掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛先は国警察本部を通知すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務機種者欄には、法第18条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方自治体の機長の場合は、公務機種者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機種の機体名欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機種のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番、品番その他のいかなる名称でもかまわず、小型無人機等の飛行に係る機種を識別するための十分な文字、数字又は符号を記載すること。
- 7 機体記号欄には、航空法第112条の第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている機体記号を記載すること。
- 8 不明の場合は、斜線で示すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。